

## 第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の概要

### 1 計画策定の背景及び目的

本県においてニホンザルは、農林作物被害のほか、市街地への出没なども発生しており人とニホンザルの軋轢<sup>あつれき</sup>が生じている。

このため、県では第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定し、現在、第2期計画（平成29年度～令和3年度）に取り組み、市町村や関係機関等と連携しながら、管理のための施策を展開しているが、第2期計画期間内の農林作物等への被害額は、年度あたり4千万～6千万円と依然として高水準で推移している。

こうしたことから、引き続き、第3期計画（令和4年度～8年度）を策定し、ニホンザルの生息及び捕獲状況や農林作物への被害発生状況を的確に把握するとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、地域個体群の安定的な存続を図りながら、農林作物及び生活環境の被害低減と、人とニホンザルとの共存を図ることを目的として、本計画を策定する。

### 2 計画の概要

- (1) 管理すべき鳥獣の種類 ニホンザル（以下、「サル」という。）
- (2) 計画の期間 第3期：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで  
※第2期：平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- (3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域  
県内全域を対象とするが、分布域の連動性に考慮し、地域個体群を単位とした管理を行う。
- (4) 第二種特定鳥獣の管理の目標
  - ① 県内の地域個体群・生息域を安定的に維持しつつ、人とサルとの共存を図る。
  - ② サルによる農林作物への被害額を令和8年度までに4千2百万円以下に低減する。
- (5) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
  - ① 個体群の管理
    - ア 農林業等被害防止のための特定鳥獣の捕獲  
防除を試みてもなお被害が低減できない場合は、できる限り加害個体を特定し捕獲する。
    - イ 数の調整のための捕獲  
数の調整のための捕獲については、群れの管理上、必要な場合に実施するものとし、学識経験者、県、市町村、狩猟団体等で協議を行い、捕獲数、期間等を決定する。
  - ② 捕獲従事者の確保・育成
  - ③ 捕獲物の処理等
- (6) その他管理等のために必要な事項
  - ① 多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するための中・長期的視点に立った「生息環境対策」の推進
  - ② 野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域一体となって取り組む「被害防止対策」の推進
  - ③ 被害集落や市町村等の協力を得ながら、目撃情報や被害情報等の基礎データ収集の実施
  - ④ 鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を総合的に行う鳥獣被害対策プロジェクトの推進